

香川県における地域振興立法5法指定地域の状況等一覧

都道府県	市町村	農業地域類型区分				5法指定地域の状況				
		都市	平地	中間	山間	特農	過疎	山村	半島	離島
香川県 17市町村	高松市					一部	一部	一部		一部
	丸亀市					一部				一部
	坂出市					全部				一部
	善通寺市									
	観音寺市					一部		一部		一部
	さぬき市					一部		一部		
	東かがわ市					一部	全部	一部		
	三豊市					一部				一部
	土庄町					一部	全部			一部
	小豆島町					一部	全部			
	三木町									
	直島町						全部			一部
	宇多津町									
	綾川町					一部	一部	一部		
	琴平町					一部	全部			
	多度津町									一部
	まんのう町					一部	全部	一部		

注1)「市町村」とは、平成18年3月21日現在の市町村です。

注2)「農業地域類型区分」とは、農林統計に用いる地域区分であり、地域農業の特性を明らかにするため、地域農業の構造を規定する基盤的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき市区町村を区分したものです。
上表は、平成17年2月1日現在の市区町村の区域内に含まれる旧市区町村別に設定された農業地域類型です。

注3)「5法指定地域の状況」とは、平成22年4月1日現在における地域振興立法5法の指定地域の状況です。

香川県

地域振興立法5法地域指定状況(現市町村別)

平成22年4月1日現在

